

特定建築物防火設備定期検査業務仕様書

- 1 業務名 令和7年度 佐久市立近代美術館特定建築物防火設備定期検査
- 2 業務箇所 佐久市猿久保35番地5 佐久市立近代美術館
- 3 業務期間 契約の日から令和8年2月17日まで
- 4 業務内容 建築基準法第12条第3項の規定に基づく特定建築物の防火設備
(防火扉、防火シャッター等) 定期検査業務一式
- 5 対象建築物及び防火設備

(箇所)

建築物名称	防火扉	防火シャッター
佐久市立近代美術館	13	4

- 6 受託者の資格及び基準図書
 - (1) 当施設の検査については、1級建築士若しくは2級建築士又は国土交通大臣から防火設備検査員資格者証の交付を受けている者を擁していることとする。
 - (2) 定期検査は特定建築物定期調査業務基準(2025年改訂)に基づき実施するものとする。

7 提出書類

7.1 業務契約時

名 称	部数	規格	様式	備 考
着手届	1	A4	様式1	原本
担当技術者等届	1	A4	様式2	原本
技術者経歴書	1	A4	様式3	原本
業務工程表	1	A4	様式4	原本

7.2 業務着手時

名 称	部数	規格	様式	備 考
業務計画書	2	A4	様式5	正・副
再委託等承諾願	1	A4	様式6	原本 ※注1
打合せ記録	2	A4	様式7	※打合せ後、直ちに提出する

注1) 設計業務の一部について再委託(下請負)等をした場合は、承諾願及び再委託等先の担当技術者等届及び技術者経歴書をあわせて提出すること。

業務に先立ち、下記内容を記載した業務計画書を監督員に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 業務管理体制及び連絡先
- (2) 検査の手順
- (3) 検査の記録表及び記録媒体等
- (4) 貸与する図面等の保管方法、返却方法等

7・3 業務中（特定行政庁提出前）

名 称	部数	規格	様式	備 考
定期検査報告概要書	2	A 4		正・副 ※注 2
定期検査報告書	2	A 4		正・副 ※注 2
検査結果表	2	A 4		正・副 ※注 2
検査結果図	2	A 4		正・副 ※注 2、3
検査結果写真	2	A 4		正・副 ※注 2
打合せ記録	2	A 4	様式 7	正・副
是正計画書	2	A 4		正・副 ※注 4
修繕箇所概算見積書	1	A 4		

注 2) 業務完了時に E X C E L や P D F 等のデータ (C D) も提出すること。

注 3) 図面データは、J W - C A D で読み込めるものとする。

注 4) 是正箇所がある場合は是正内容等を監督員と協議のうえ是正計画書を作成し、特定行政庁に提出すること。

7・4 業務完了時

名 称	部数	規格	様式	備 考
定期検査報告済証	2	A 4		原本及びコピー
完了届	1	A 4	様式 8	
請求書	1	A 4	様式 9	

8 貸与可能設計図書

- (1) 設計図又は竣工図（平面図、立面図ほか）
- (2) C A D データ（平面図、立面図ほか）

9 検査方針等

- (1) 人身の安全性の確保を重点とし検査すること。
- (2) 検査報告について、当座の危険が考えられる場合及び安全改善策で高度の技術或いは高額を経費を要するものについては、改善方策を提示すること。

10 その他

- (1) 業務遂行にあたっては監督職員及び施設管理者等と十分な調整を行うこと。
- (2) 検査に必要となる建物設計図及びその関連資料の閲覧若しくは貸し出しについては、発注者に申請のうえ可能とする。なお、監督職員及び施設管理者等の請求があったとき及び業務完了時に返却すること。
- (3) 現地での検査は、監督職員及び施設管理者等と協議のうえ実施すること。
- (4) 公正な客観的判断基準の保持に努め検査を行うこと。
- (5) 受託者は、成果物を発注者の許可なしに他のいかなる者に対して、公開、閲覧、複写、譲渡してはならない。
- (6) その他必要とする事項については、発注者、受託者双方で協議のうえ決定するものとする。
- (7) 受託者は、業務終了後も発注者の質疑に対して誠意をもって対応すること。